



## 庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金のご案内



**庄原市は、IT 企業等のサテライトオフィス※立地を支援します！**

※サテライトオフィスとは、通信回線を活用することにより、本社と同等の業務を行うことができる当該本社の遠隔地に設置されるオフィスのことを言います。（オフィス兼住居は除く。）

補助金名	庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金
要件	<ul style="list-style-type: none"><li>① 市内に営業拠点及び事業場を有していないこと</li><li>② 3年以上継続して事業を行う意思があること</li><li>③ 新たに1人以上雇用するか、市外の労働者1人以上をサテライトオフィスに異動させること（雇用保険の被保険者であることが労働者の条件です）</li><li>④ 要綱で定める業種を営む者であること</li><li>⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。</li></ul>

助成項目	建物取得・改修	【対象経費】 建物の取得費又は改修費 【補助率】 対象経費の2分の1以内 【限度額】 建物取得費 200 万円。建物改修費 50 万円 ※取得建物については、法人名義で登記されるものに限る。
	備品	【対象経費】 一点あたりの購入単価が税込 10 万円以上の備品購入に係る経費 【補助率】 対象経費の2分の1以内 【限度額】 50 万円
	車リース	【対象経費】 自動車のリース料で、交付決定日の属する月から3年以内に係るもの 【補助率】 対象経費の2分の1以内 【限度額】 月額1万8千円 【補助回数】 4回：1回目、2回目は12月分の借上料完納後とし、3回目及び4回目は6月分の借上料完納ごととする。
	建物賃借	【対象経費】 建物賃借料（共益費及び駐車場賃借料を含む。）で、交付決定日の属する月から3年に係るもの 【補助率】 対象経費の2分の1以内 【限度額】 月額4万円 【補助回数】 4回：1回目、2回目は12月分の借上料完納後とし、3回目及び4回目は6月分の借上料完納ごととする。 ※申請者が建物所有者と賃貸借契約を締結したのものに限る。
	光回線引込	【対象経費】 光回線の引き込みにかかる工事費 【補助率】 対象経費の2分の1以内 【限度額】 5万円
	回線使用	【対象経費】 光回線使用料交付決定日の属する月から36月以内に係るもの 【補助率】 対象経費の2分の1以内 【限度額】 月額2万円 【補助回数】 4回：1回目、2回目は12月分の使用料完納後とし、3回目及び4回目は6月分の使用料完納ごととする。

☆対象業種、申請方法等については、下記までご連絡ください。

発行：庄原市企画振興部商工観光課

所在：〒727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1号

TEL：0824-73-1178 FAX：0824-72-3322

Mail：syoukou-shinkou@city.shobara.lg.jp

HP：http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/post\_950.html



右上のQRコードからもご覧いただけます。